六ヶ所村次世代エネルギーパーク施設見学

問合せ表

整理番号

令和 年 月 日

パークインフォメーションセンター

(一社) 六ヶ所村観光協会 六ヶ所村特産品販売所「六旬館」内 行

FAX: 0175-71-3116

TEL: 0175-71-3115 energy-park@6shunkan.com

施設見学の問合せ

次世代エネルギーパーク関連施設を下記のとおり見学したいので、施設の問合せをお願いします。

FAX送信枚数	枚(本表含む)	付記	

■見学申請者について 太枠内を記入

	個人又は 団 体 名								ſ	代表 者 氏 名	
見学者	住 所	〒									
者	電話				FAX		_		-		
	見学人員	学生・	大学生(理系	・文系)	· 一般 ·	行政	・報道		合計		名
		専門家	・ その他(交通手段		
申	申込者名										
込者	メ ー ル アドレス										
1	電話		_	FAX	_	_	-	携	帯		_
見学目的											

■見学事業所について 太枠内を記入

見 学 希 望 事 業 所 名	希望	翟日	見	芦時間			見学等	等可否	確認欄									
			時	分	可 ·	否(月	日	時	分が可能)								
	月日			分程度	その作	也()								
	月 日		時	分	可 ·	否(月	日	時	分が可能)								
			Я 🗖		分程度	その作	也()							
		В		8 0	8 6	В 0		в п	月 日	В 0	時	分	可・	否(月	日	時	分が可能)
	月 日			分程度	その作	也()								
	月	l B	時	分	可・	否(月	日	時	分が可能)								
				分程度	その化	也()								

【お読みください】

- ■この問合せ表は**見学希望日の2週間前まで**にインフォメーションセンターへ提出してください。
- ■見学施設によって、見学者名簿を提出していただく場合がございます。
- ■見学事業所の記入は、**当協会HP及びパンフレット**に記載する施設·交通情報等を参考にしてください。
- ■見学事業所の関連施設には、バス移動を必要とする場合もありますのであらかじめご理解願います。
- ■見学事業所の**管理及び保安上、見学者を限定する事業所**もありますのであらかじめご理解願います。
- ■この内容により希望施設の見学可否を確認し回答します。ご希望に沿えない場合はお客様と再度調整となります。
- ■見学のご案内は基本的に各事業所で行います。各事業所で困難な場合は当協会で対応することもあります。

エネルギーパーク見学名簿 (一般・法人用)

個人又は団体名

申込者名

番号	氏	名	一般 / 会社名 / 団体名	役 職	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					

- ◆ ご記入いただいた個人情報は、見学者統計を取るために使用し、その他の目的には一切使用しません。またお客様から頂いた情報は、個人情報保護法のもとに適切に管理いたします。
- ◆ ご記入の際はお手数ですが、申込者名も名簿の欄内にご記入ください。
- ◆ 1枚に記入できない場合には、必要枚数印刷して作成をお願いいたします。
- ◆ 名簿は見学問合せ表と同時にご提出をお願いいたします。

エネルギーパーク見学名簿 (学生用)

学校名 / 団体名

申込者名

生徒

学年	氏 名	専 攻 科	備考
年			
年			
年			
年			
年			
年			
年			
年			
年			
年			
年			
年			
年			
年			
年			

◆ 専攻科の欄は小中学生の場合記入不要です。

引率者

り一半白				
番号	氏名	年齢	所属	役職
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

- ◆ ご記入いただいた個人情報は、見学統計を取るために使用し、その他の目的には一切使用しません。またお客様から頂いた情報は、個人情報保護法のもとに適切に管理いたします。
- ◆ 1枚に記入できない場合は、必要枚数印刷して作成をお願いいたします。
- ◆ 名簿は見学問合せ表と同時にご提出をお願いいたします。